

薩摩フルートの会 会則

1. 名称 この会は、薩摩フルートの会と称する。
2. 目的 幅広い世代のフルート愛好家が集い、フルートオーケストラを通してアンサンブルの音楽性・技術の向上を高め合いながら親睦をはかること。
3. 事業 この会は、前項の目的を遂行するために次の事業を行なう。
 - ① 自主演奏会の実施
 - ② 国内外のフルーティストによる演奏会、講習会の主催・共催及び後援
 - ③ 親睦会等の開催
 - ④ その他、目的に必要な事業
4. 会員 この会は、その目的に賛同し入会金・年会費を納入期限までに納めて事務局に登録した者を会員とする。
5. 入退会
 - ① 入会希望者は申込み用紙に必要事項を記入し、入会金及び年会費を事務局指定口座へ入金すること。申込書は事務局へ提出、または郵送する。
 - ② 本人から退会届を受理した時、または会の名誉棄損及び損害を与えた場合その会員を退会とする。
 - ③ 休会の場合は必ず休会届けを提出する。
6. 役員 この会に次の役員を置く

・ 会長	1 名
・ 副会長	1 名
・ 事務局長	1 名
・ 会計	2 名
・ ライブラリー	2 名
・ 庶務	6 名

7. 役員の任務
- ① 会長はこの会を代表し、会議を召集するとともに、会務を統括し全責任を負うものとする。
 - ② 副会長は会長を補佐し、場合によっては会長の職務を代行する。
 - ③ 役員は役員会議に出席しなければならない。
 - ④ 事務局長は会計会務を統括し、事務局員を総括する。
 - ⑤ 会計・ライブラリー・庶務の役員は、会務を分掌し執行する。

8. 機関
- この会は、次の機関によって運営する。
総会は会員をもって構成する。原則として年1回開催し、次の事項を審議する。

- ① 年間事業
- ② 予算・決算
- ③ 役員・顧問などの選出
- ④ 会則の変更
- ⑤ その他

9. 役員会
- 役員会は会長・副会長・事務局長・事務局員をもって構成する。
 - 役員会は必要に応じて開催し、会務執行上の事項を審議する。

10. 総会の成立・議決

- ① 総会は会員の過半数をもって成立する。欠席により委任状を提出した場合のみ、これに含めるものとする。
- ② 議決は出席者の過半数で決する。

11. 会計
- ① この会は、年会費・入会金・臨時会費・事業費収入・寄付、その他の収入で運営し、一旦徴収した入会金及び年会費は途中退会の場合も返金しない。
 - ② 入会金は一律2,000円とし、年会費は一般12,000円・学生8,000円とする。
 - ③ 途中入会の場合、入会月から年度末までの分を納める。
2年目からは年会費として上記の金額を等しく納めることとする。
 - ④ 各事業の参加費等においては役員会で審議決定し、そのつど納めるものとする。
 - ⑤ この会の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

12. 細則
- この会で購入した特殊管楽器は、演奏会で必要な場合、会員が使用できる。